

三重の農福連携等推進ビジョン

～ 農林水産分野における障がい者等の就労拡大に向けて ～

令和2年3月

三 重 県

ビジョン策定にあたって

農林水産業と福祉分野との連携、いわゆる「農福連携」と呼ばれる、農林水産分野において障がい者の就労を拡大させる取組が全国各地で拡大しています。

本県でも、平成 23 年度から専任の担当者を配置しながら、農福連携を進める人材と組織の育成を主眼に置いて施策を推進してきたところ、平成 30 年度末時点における、農林水産業と福祉との連携取組は 104 件となり、農業だけでなく、林業や水産業にまで、取組が着実に広がってきています。

国においても、2019 年度には、関係する省庁が横断的に農福連携を推進するため、内閣官房長官を議長として設置された農福連携等推進会議において、「農福連携等推進ビジョン」が策定され、令和 6 年度を目標として、ビジョンに基づいた施策が実施されることとなりました。

一方で、ひきこもりなどの若者や就職氷河期世代に対する安定就業に向けた支援の必要性などが論じられる中、農業に参入した福祉事業所や農林水産事業者における農福連携に対するニーズなども刻々と変化してきています。

こうした状況を踏まえた上で、農林水産業が障がい者等の働く場の選択肢の一つとなるよう、農福連携の取組をさらに加速していくため、本県における今後の農福連携の取組方向をまとめたビジョンを策定することとします。

1 ビジョンの策定趣旨

今後さらに、農福連携の取組をより加速していくためには、農福連携に係る情勢の変化に対応するとともに、これまでの本県における取組状況などを十分に踏まえながら、新たに策定する、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（以下「県の行動計画」という）や「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」とも整合をとりつつ、本県における農福連携のめざすべき姿の実現に向け、効果的な施策や推進体制の整備などに取り組む必要があります。

このため、県や市町などの行政だけでなく、農林水産業や福祉、教育関係者等が共通の認識を持ち一体となって農福連携を推進していく必要があることから、「三重の農福連携等推進ビジョン」（以下「ビジョン」という）を策定するものです。

2 本県におけるこれまでの取組と成果

(1) 本県におけるこれまでの取組

○本県の取組

本県では、障害者就労施設（以下福祉事業所という）の農業参入や農業経営体における障がい者の雇用の拡大に向け、平成 23 年度に専任の担当者を配置し、平成 24 年度から農業分野での取組を中心に施策を進めてきました。

具体的には、農業と福祉をつなぐ人材と組織の育成を主眼に置き、福祉事業所などで構成する「一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会」（以下「障がい者就農促進協議会」という）などと連携しながら、

- ・農業の現場において、障がい者の適性等に応じて作業工程の分割や調整、割り当てなどを行う「農業ジョブトレーナー」の育成
- ・障がい者が生産に携わった農産物等を販売するノウフク・マルシェの開催
- ・福祉事業所と企業等との連携による新たなノウフク商品の開発や販路開拓に係る支援
- ・園芸産地における施設外就労の取組促進
- ・特別支援学校の農業作業学習に対する支援

などに取り組んできました。

また、林業・水産業の分野においても、林業では、平成 27 年度から、福祉事業所による苗木生産や木工品の製作などの作業請負などを促進するとともに、水産業では、平成 25 年度から、真珠や牡蠣等の養殖において、養殖に必要な資材・器材の製作などの作業請負の拡大などに取り組んできたところです。

○農福連携全国都道府県ネットワークの取組

本県では、平成 28 年 11 月に「農福連携全国サミット in みえ」を開催し、農福連携の拡大と定着に向け、全国的な関係者の機運醸成を図ってきたところです。このサミットなどが契機となり、平成 29 年 3 月には、民間では、全国の意欲的な福祉事業所が参画した全国農福連携推進協議会（現在は、一般社団法人日本農福連携協会）が設立されるとともに、都道府県では、本県などが主導して、都道府県の連携を強める「農福連携全国都道府県ネットワーク」（全 47 都道府県が参画）（以下「都道府県ネットワーク」という）を設置してきたところです。

都道府県ネットワークでは、障がい者が農林水産業の分野で活躍できる環境を整備して

いくため、これまで、

- ・都道府県担当者による意見交換会などを通じた効果的な施策研究
- ・地方における農福連携の取組に対する支援や運用改善に向けた国への提言活動
- ・農業に参入した福祉事業所における障がい者の状態変化など、農福連携に伴う効果調査
- ・東京や京都など大都市におけるノウフク・マルシェの開催を通じた農福連携のPRなどに取り組んできています。

(2) これまでの取組による成果等

○福祉事業所における農林水産業の取組

平成 30 年度末時点で、農業参入した福祉事業所は 46 件で、そこで就労している障がい者の人数も 582 人となり、平成 23 年度末からの 7 年間で、農業参入した福祉事業所、農業に就労している障がい者人数とも 3 倍以上に増えています。

しかしながら、最近では、一定の福祉事業所が農業参入したことから、増加の伸びが鈍化してきています。

こうした中、農業参入した福祉事業所では、障がい者の賃金等の向上に向け、付加価値の高い新たなノウフク商品の開発や販路開拓、直売などに取り組み始めています。また、農業に参入していない福祉事業所でも、新たに資本を要しない農作業の請負などの導入が期待されるところです。

一方、林業や水産業では、福祉事業所による作業請負のケースが出てきており、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、林業では 4 件、水産業では 18 件の新たな取組が生まれています。具体的には、林業では苗木生産や木工品の製作、水産業では牡蠣や真珠などの養殖に必要な資材・器材の製作などの作業において、従事する障がい者は 75 人にまで拡大しています。

<農業分野における実績>

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
福祉事業所の 農業参入実績	福祉事業所数	14	17	29	33	37	40	45	46
	障がい者就労人数	179	263	429	478	498	513	557	582
農業経営体に おける雇用実績	農業経営体数	9	15	12	13	13	14	17	18
	障がい者雇用人数	17	23	20	21	26	27	29	31
障がい者の就労人数 計		196	286	449	499	524	540	586	613

○農林水産事業者における障がい者等の雇用

平成 30 年度末時点で、障がい者を雇用している農業経営体は 18 件で、雇用されている障がい者の人数は 31 人となり、平成 23 年度末からの 7 年間で、2 倍程度の増加となっています。

障がい者を雇用している農業経営体の多くは、施設園芸や畜産などで、通年雇用が可能な経営種別となっています。

その一方で、露地栽培を行う農業経営体では、作業の繁閑に季節性があり、繁忙期における人手確保が大きな課題となっていることから、福祉事業所の障がい者による作業請負がその課題解決に向けた方法と期待されるところです。

○農業ジョブトレーナーの確保

県では、これまで障がい者就農促進協議会等と連携しながら、福祉事業所の支援員などの職員を対象とした初級・上級者向け研修会などを通じて、障がい者の能力や適性などに応じて農作業の工程分割・調整や割り当て、使用する器材の調製などを行う「農業ジョブトレーナー」の育成に取り組んできています。

こうした農業と福祉分野をつなぐ人材として、これまで育成してきたジョブトレーナーの活躍が、福祉事業所の農業参入や農業経営体による障がい者の雇用を進めた大きな要因であると考えています。

○特別支援学校における状況

県内には、農業の作業学習として、野菜などの露地やハウス栽培、果樹栽培や花きのプランター栽培などを行っている特別支援学校（知的障がい教育部門）高等部が9校あり、毎年、数名の卒業生が農業法人などに就職するとともに、多くが福祉事業所に通所する状況となっています。

こうした特別支援学校の農業の作業学習に対し、農業改良普及センターが技術支援にあっています。

また、障がい者就農促進協議会と特別支援学校が連携して、「三重県特別支援学校における農業教育プログラム」を作成し、農業の作業学習等で活用しています。

○企業による農林水産業の特例子会社の状況

障がい者の雇用機会の確保を図るため、障害者の雇用の促進等に関する法律により、一定数以上の従業員を雇用している企業には、障がい者を雇用することが義務づけられています。

こうした中、障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている障がい者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる制度が運用されています。

平成30年6月の時点で、全国には、486社の特例子会社があり、そのうち農業経営を行っている特例子会社は、少なくとも45社が確認されており、この2年間で3倍に増加しています。

本県には、特例子会社が7社あり、そのうち農業経営を行っているところは1社にとどまっていますが、今後、障がい者の法定雇用率の引き上げ等に伴い、農業の担い手確保と障がい者雇用の選択肢の一つとして、企業の農業参入も期待できるところです。

○ひきこもりからの回復段階にある若者等の農林水産業への就労状況

ひきこもりから脱却し回復期にある若者等の農業就労については、高知県安芸市の野菜農家がチームを組んで就農体験により支援している事例や民間団体などが農作業を通じて社会復帰に取り組む事例などがありますが、全国的にみても、実践されている事例はまだ少ない状況です。

本県でも、地域若者サポートステーションを運営するNPO法人が、ひきこもり経験のある若者に対して農業を通じて就労訓練を行った事例や、しいたけ栽培の体験実習を行った事例があるのみです。今後、農業での就労体験を通じた本格就農や他産業への就業など

による社会復帰に向け、期待が持てるところです。

○農福連携の推進体制の状況

<県段階>

県全体における推進体制として、これまで県では、農福連携に関係する部署の担当者等で構成する、「三重県農林水福連携・障がい者雇用推進チーム」を設置し、福祉事業所や障がい者を新たな農林水産業の担い手として位置づけ、

- ・農林水産業と福祉の連携に係る実態把握
- ・農林水産事業者や福祉事業所等への福祉との連携に向けた意識啓発
- ・障がい者等の農林水産業体験の実施
- ・作業請負の斡旋体制づくりの検討

などについて、情報を共有しつつ、障がい者就農促進協議会等と連携しながら、さまざまな取組を進めてきています。

<地域段階>

地域段階では、鈴鹿市と名張市において、農福連携を推進する協議会が設立されており、地域の実情に応じた農福連携の取組を推進しているところです。また、地域では、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者が連携して、独自に障がい者等の農林水産業への就業などを支援する取組が進められています。

3 農福連携に係る最近の情勢変化

(1) 1億総活躍の推進

国では、平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、一億総活躍社会として、

- ・若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会
- ・一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会
- ・強い経済の実現に向けた取組を通じて得られる成長の果実によって、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが更に経済を強くするという「成長と分配の好循環」を生み出していく新たな経済社会システム

を実現していくため、さまざまな施策を進めています。

活躍を促進する対象には、障がい者はもとより、さまざまな理由で生きづらさや働きづらさを感じてひきこもり状態にある無業の若者などが含まれており、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会の実現に向け、農福連携の取組が貢献することが期待されます。

(2) 生産年齢人口の減少に伴う人手不足の顕在化

本県の人口は、平成 19 年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じ、平成 30 年 10 月 1 日現在の人口は 179 万 1 千人となっており、ピークより 4.4%減少しています。特に、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は、平成 30 年 10 月 1 日時点で 102 万 9 千人と、ピークの頃である平成 7 年の約 124 万人から 17%も減少しており、全産業的に人手不足が

顕在化してきています。

特に、農山漁村においては、都市部に先駆けて人口減少と高齢化の進行、人手不足が顕著となっており、農林水産事業者の経営発展や農山漁村地域の活性化を図る上でも、貴重な人材として、障がい者等の活躍が期待されるところです。

(3) SDGsの取組推進

SDGsは、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの面でバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されており、貧困や飢餓から、環境問題、経済成長や働きがい、ジェンダー平等に至る広範な課題を網羅しています。

特に、「誰一人取り残さない」ことを強調しながら、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標となっており、農福連携についても、SDGsの実現に貢献できるものとして、期待が持たれています。

(4) Society 5.0の実現に向けた動き

Society 5.0は、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の「第5期科学技術基本計画」において、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。

これまでの情報社会（Society 4.0）に続く Society 5.0 で実現する社会では、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難が克服されるとされています。また、AI（人工知能）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行などの技術で、少子高齢化、労働力の確保などの課題も克服していくことが期待されています。

農福連携においても、こうしたIoTやAIなどを活用した「スマート農林水産業」の技術導入により、障がい者などの就労の場が拡大することが期待できます。

また、インターネットの活用により、農林水産事業者を含む企業と福祉事業所を結びつける作業斡旋のプラットフォームなどの整備を通じて、福祉事業所の施設内外での就労（作業請負）を円滑に進めることが期待されるところです。

(5) 国における「農福連携等推進ビジョン」の策定・推進

地方や民間が主体となった農福連携が推進される中、国も、2019年度に「農福連携等推進会議」を開催し、有識者の意見等を集約して、「農福連携等推進ビジョン」（以下、「国のビジョン」という）を決定したところです。

国のビジョンでは、令和6年度に新たに3,000の農福連携の取組を創出することを目標に、農福連携を促進するための3つのアクションとして、

- ① 認知度の向上（課題「知られていない」）
- ② 取組の促進（課題「踏み出しにくい」）

③ 取組の輪の拡大（課題「広がっていかない」）

に向けたさまざまな施策を実施していくこととされています。

また、「農」の広がりとして、農業だけでなく、林業や水産業の分野でも福祉分野との連携を広げるとともに、「福」の広がりとして、障がい者だけでなく、高齢者や生活困窮者、ひきこもり状態にある若者等の生きづらさや働きづらさを感じている者の就労や社会参画、犯罪・非行をした者の立ち直りに向け、農福連携を活用していくとされています。

関係する省庁では、今後、国のビジョンに基づき、さまざまな施策が実行される見込みとなっています。

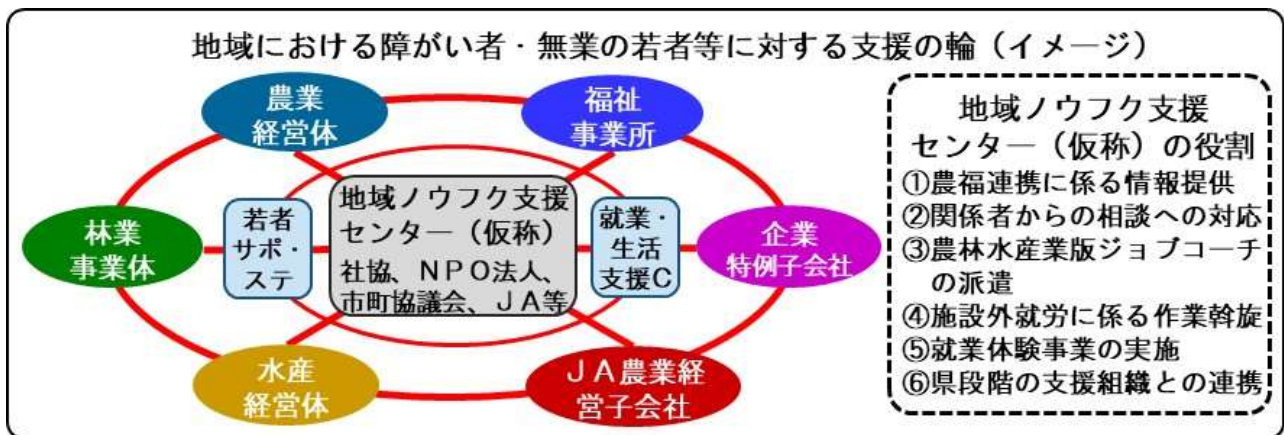
4 本県におけるめざすべき姿と取組の視点

(1) 農福連携のめざすべき姿

障がい者や生きづらさ・働きづらさを感じている無業の若者等が、農林水産業に参入した福祉事業所や農林水産事業者、特例子会社において、生き生きと働き、担い手として活躍することにより、安定した収入を得て、自立に向け、着実に前進している姿

- 一、福祉事業所が農林水産業に参入し、経営を発展させながら、事業所を利用する障がい者が、施設の内外で、農林水産業の栽培や加工・販売などの作業に従事し、賃金等を安定的に確保している姿
- 二、農林水産業で、障がい者にとって働きやすい労働環境が提供され、障がい者が担い手として活躍・自立している姿
- 三、農林水産業の事業を行う企業の特例子会社が拡大し、雇用されている障がい者が自立している姿
- 四、ひきこもりの状態にあったなど、生きづらさや働きづらさを感じつつも就労を希望する無業の若者などが、農林水産業の作業体験を契機として、農林水産業や他産業への就労につながっている姿

また、こうした姿の実現に向け、県段階における支援体制とともに、地域段階において、それぞれの地域の実情に応じた支援体制が整備され、それぞれが連携しながら、農福連携を進めている姿



(2) ビジョンの期間と目標

当ビジョンの期間については、県の行動計画の計画期間に合わせ、令和2年度から5年度までとします。

目標についても、行動計画の施策132「障がい者の自立と共生」の基本事業の活動指標と同様、「農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数」とし、毎年度70名とします。

(3) 取組の視点

平成 30 年度に都道府県ネットワークなどが農業に取り組む全国の福祉事業所を対象に行った農福連携の社会的効果の調査では、多くの福祉事業所で農作業による障がい者の体力の向上や精神面の安定などの効果が実感されており、出勤率の向上などから、賃金等が、農業参入した A 型事業所では全 A 型事業所の 103%、B 型事業所では同 105%と、ともに高くなっています。

こうした農福連携による障がい者の心身に及ぼす影響や賃金等の向上につながる可能性が高いことを生かし、県内の福祉事業所や農林水産事業者、他産業の企業等を対象として、

◇ 農福連携を、広く、深く、知っていただく。

農福連携に係るさまざまな情報を広く発信し、農福連携の知名度を向上させることが必要です。

また、福祉事業所、農林水産事業者、その他企業などに対し、農福連携の効果の認知度を高めるとともに、農福連携の取組に向け、専門的知識の習得を図っていく必要があります。

◇ 農福連携に、小さなところから取り組み、発展させていく。

障がい者などが、除草、播種、施肥、収穫などの作業から始めて、計量、袋詰めなどの出荷調整作業、さらには、出荷・運搬、農産加工や店頭販売などの作業が行えるよう、農福連携の高度化を図り、障がい者の賃金等の向上により、自立を促進する必要があります。

◇ 農福連携の輪を広げていく。

福祉事業所や農林水産事業者など「点」から始まった農福連携の取組が地域で「面」となるよう、普及に取り組むことが必要です。そのため、県段階において、地域の取組を支援する体制と、地域段階において、地域の実情に応じて農福連携を支援する体制づくりが必要です。

また、障がい者はもとより、さまざまな理由で生きづらさや働きづらさを感じてひきこもり状態にある無業の若者などを対象に農業体験などを契機とした農林水産業や他産業への就業を促進することで、社会参画の実現を図ることが望まれます。

5 取組の方向

(1) 福祉事業所・農林水産事業者・企業等への意識啓発

- ・農福連携について、県民はもとより、福祉事業所や農林水産事業者、他産業の企業等に対して、さまざまな機会を通じて、農福連携に取り組む関係者から把握した、定性的・定量的な効果や課題対応方法などとともに、福祉事業所、農林水産事業者、特例子会社における優良事例などを発信していきます。
- ・福祉事業所等による農福連携の取組を広く P R するため、都道府県ネットワーク等を通じて、農福連携を行う福祉事業所等を認証する制度の創設に取り組めます。

- ① 農福連携の定量的・定性的効果の調査・発信
- ② 先進的で優良な農福連携事例の調査・発信
- ③ 農福連携に取り組む福祉事業所等の認証制度の創設

(2) 農福連携を推進する人材の確保・育成

農福連携の拡大と定着を一層進めるため、障がい者就農促進協議会等が育成した農業ジョブトレーナーの活動を支援するとともに、これまでの育成ノウハウを活用しつつ、国と連携した研修などを通じて、農林水産業や福祉の現場で豊かな知識や経験、有能な技術を持って障がい者に接する農林水産業版ジョブコーチや、農林水産業の現場で障がい者が従事できる作業を掘り起こし福祉事業所に斡旋する施設外就労コーディネーターの確保・育成に取り組みます。

また、農林水産業の就業希望者などの農福連携に係る知識や技能等の習得に向け、農業大学校におけるカリキュラムを充実させるとともに、みえ農業版MBA養成塾やみえ森林・林業アカデミー、漁師塾などにおいても、研修を実施していきます。

さらに、農業の作業学習に取り組む特別支援学校において、障がい者就農促進協議会が策定した「三重県特別支援学校における農業教育プログラム」を活用しながら、生徒への実習支援とともに、教員などに対する農業技術に関する助言などの支援に取り組みます。加えて、特別支援学校と連携しながら、生徒の保護者などに対し農業への就職について理解促進に取り組むとともに、生徒の就職を受け入れる農業経営体の掘り起こしなどを進めます。

- ① 農林水産業版ジョブコーチの育成
- ② 施設外就労コーディネーターの確保
- ③ 農業大学校、みえ農業版MBA養成塾、みえ森林・林業アカデミー、漁師塾等における農福連携に係る教育・研修の充実・強化
- ④ 特別支援学校における農業の学習支援と保護者等に対する就農への理解促進

(3) ノウフク商品の開発および販売促進

農林水産業に参入した福祉事業所の経営安定と発展、事業所を利用する障がい者の賃金等の向上に向け、経営の複合化や6次産業化に意欲的な福祉事業所の商品開発や直売などの取組を支援します。

また、ノウフク商品の販売拡大に向け、引き続き、GAP指導員による支援を通じて、国際水準GAPの認証取得などGAPの取組を促進するとともに、制度に関する説明会やセミナーの開催などを通じて、ノウフクJASの認証取得を促進します。

さらに、農福連携の取組やノウフク商品を広く消費者等にPRするため、量販店などと連携しながら、県内においてチャレンジド・マルシェを開催するとともに、都道府県ネットワークに参加する都道府県主催の大都市圏におけるノウフク・マルシェなど、県外への出店機会の創出に取り組みます。

加えて、これまで国際水準GAPを認証取得し、東京2020大会に関連した需要に対応してきた福祉事業所の取組がさらに発展するよう、2025年に大阪市で開催される万国博

覧会なども見据えながら、ノウフク商品の販路拡大に取り組みます。

- ① 農林水産業に参入した福祉事業所における複合経営・6次産業化支援
- ② 国際水準GAPとノウフクJASの認証取得の促進
- ③ 全国・地域におけるノウフク・マルシェの実施・出店
- ④ ポスト・オリパラ、大阪万博等を見据えた販路拡大

(4) 農福連携を促進する環境整備

福祉事業所や農林水産事業者、他産業の企業などからの農福連携に係る相談などにより一元的に対応するため、民間支援団体などにおいてワンストップ相談窓口を設置するとともに、県の農福連携に係る部署の担当者等で構成する「三重県農林水福連携・障がい者雇用推進チーム」が的確にフォローアップする体制を整備します。

また、地域段階において、農福連携に係る関係者への情報提供や相談対応、施設外就労に係る作業斡旋など、総合的に農福連携を支援する体制づくりに取り組みます。

さらに、福祉事業所による農林水産業への参入や地域における農福連携の取組拡大に向け、国の農山漁村振興交付金を活用し、施設整備や農林水産業版ジョブコーチの育成などの支援に取り組みます。

加えて、福祉事業所や農林水産事業者などが農福連携に取り組みやすく、また、継続していける環境を整えるため、支障となっている規制の緩和や支援の充実などを都道府県ネットワークによる国への提言活動などを通じて、国に働きかけていきます。

- ① 県段階におけるワンストップ相談窓口の整備
- ② 地域における情報提供、相談対応、施設外就労の斡旋等を行う支援体制の構築
- ③ 国の農山漁村振興交付金の活用支援
- ④ 都道府県ネットワークの国への提言活動との連携

(5) 農福連携の分野の広がり促進

＜林業や水産業分野へのさらなる拡大促進＞

農業だけにとどまらず、林業や水産業においても、傾斜地、高所、海上等特殊な環境における作業であることに留意しつつ、障がい者等の安全面に配慮し、農福連携を推進します。

特に、林業では、木材加工や苗木生産、きのこ栽培の分野において、また、水産業では、真珠や牡蠣、海苔などの養殖のほか、水産加工の分野において、障がい者の活躍に向け、施設外就労等を促進します。

＜生きづらさや働きづらさを感じている若者等の農林水産業への就労促進＞

地域若者サポートステーションなどと連携し、ひきこもりの状態にある、生きづらさや働きづらさを感じている若者等について、農業に就労するまでのプログラムを策定しながら、農業体験等を通じて、本格就農や他産業への就労など社会復帰を促進します。

- ① 林業、水産業における施設外就労等を促進する指導者の育成・確保
- ② ひきこもり状態から脱し、就労を希望する無業の若者等を対象とした、農業就労までのプログラムの策定
- ③ 農業体験を受け入れる協力農家の確保と希望者による農業体験の実施・定着

6 ビジョンの推進体制の整備と進捗管理の実施

(1) 推進体制の整備

<県段階の推進体制>

県の農福連携に係る部署の担当者等で構成し、設置している「三重県農林水福連携・障がい者雇用推進チーム」（以下「県の推進チームという」）における情報共有と重点施策の推進に向け、部署間の連携を強化していきます。また、県の推進チームと障がい者就農促進協議会等の県域の民間支援団体との定期的な情報連絡・共有の体制づくりに取り組みます。

<地域段階の推進体制>

地域段階においても、障がい者就農促進協議会や県の推進チーム、地域の農林水産事務所・農業改良普及センターがサポートしながら、福祉事業所、農林水産事業者で構成する協議会、市町の社会福祉協議会、地域障がい者就業・生活支援センター等と、農協や森林組合、漁協などが連携する推進体制を構築し、農福連携に係る相談対応や障がい者等の農林水産事業者とのマッチングなどに取り組みます。

(2) 進捗管理の実施

農福連携に係る学識経験者などで構成する評価委員会を設置し、ビジョンに基づいた取組について、毎年度、評価を行うとともに、マネジメントサイクル（P D C Aサイクル）の活用により、取組の改善・見直しなどを進めていきます。

<農福連携の推進体制イメージ>

